平成27年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、周南市地域公共交通会議規約(平成27年4月1日制定。以下「規約」という。)第12条の規定に基づき、周南市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

- 第2条 交通会議の予算は、周南市からの交付金、国からの補助金、繰越金及びその 他の収入をもって歳入とする。また交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳 出とする。
- 2 交通会議の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、交通会議に諮るものとする。
- 3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 4 会長は、第2項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書 の写しを速やかに周南市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

- 第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものとする。
- 2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

- 第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。
- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

- 第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、周南市の例によるものとする。
- 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直後 の交通会議においてこれを報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

- 第6条 交通会議の出納は、事務局長が行う。
- 2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。 (交通会議出納員)
- 第7条 事務局長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずること ができる。
- 2 交通会議出納員は、事務局長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

- 第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、周南市の例により行うものとする。
- 2 交通会議の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。
  - (1) 予算整理簿
  - (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

- 第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議 の承認を得るものとする。
- 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第6条の規定に定められた監事の 出納監査を受け、その結果を添えなければならない。
- 3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを 速やかに周南市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が 別に定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 別表第1 (第4条関係)

款		項		目	
1	交付金	1	交付金	1	交付金
2	補助金	1	補助金	1	補助金
3	繰越金	1	繰越金	1	繰越金
4	諸収入	1	諸収入	1	雑入

## 別表第2(第4条関係)

款		項		目	
1 活	運営費	1	会議費	1	会議費
		2	事務費	1	事務費
2 事	業費	1	事業費	1	事業費
3 予	備費	1	予備費	1	予備費

## 周南市地域公共交通会議委員等の報酬及び費用弁償に関する規程 平成27年6月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、周南市地域公共交通会議規約(平成27年4月1日制定。以下「規約」という。」)第13条第2項の規定により、周南市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の委員(以下「委員」という。)の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

- 第2条 委員の報酬の額は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる委員について は、これを支給しないものとする。
  - (1) 国家公務員及び地方公務員
  - (2) 報償の支給を受けない旨の申出のあった委員

(費用弁償の額)

- 第3条 委員が交通会議又は幹事会の会議に出席したときは、費用弁償として旅費を 支給する。ただし、前条ただし書に規定する委員については、これを支給しない。
- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、周南市の例によるものとする。

(関係者の出席を求めた場合の対応)

第4条 規約第7条第5項及び第8条第3項の規定により委員以外の者の出席を求めた場合は、その者に対し前2条の規定を準用し、報酬及び費用弁償を支給することができる。

(支給方法)

第5条 報酬及び費用弁償の支給方法は、周南市の例によるものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

## 別表 (第2条関係)

区分	報酬
委員	日額 5,900円
	(会長の職にある者は、この表に定める報酬日額に
	500円を加えた額とする。)

(趣旨)

第1条 この規程は、周南市地域公共交通会議規約(平成27年4月1日制定。以下「規約」という。)第7条に規定する周南市地域公共交通会議の会議(以下「会議」という。)の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の申出)

- 第2条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、自己の氏名、住 所を受付簿に記載しなければならない。
- 2 周南市地域公共交通会議の会長(以下「会長」という。)は、必要あると認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴できない者)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議の会場に入場することができない。
  - (1) 銃器その他の危険な物を携帯している者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
  - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれが あると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

- 第4条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 会議の会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明してはならない。
  - (2) 談論し、放歌し、高笑その他の会議の妨害となる行為をしてはならない。
  - (3) はち巻、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしてはならない。
  - (4) 飲食又は喫煙をしてはならない。
  - (5) みだりに席を離れ、又は不体栽な行為をしてはならない。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。

(撮影及び録音等)

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

(職員の指示)

第6条 傍聴人は、規約第10条に規定する事務局の職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、規約第7条第4項ただし書の規程により会議を公開しない決定が あったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わ ないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴について必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。